



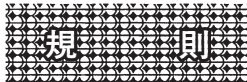
長野県報

9月30日(金)
平成17年
(2005年)
号外

目次

規則

長野県漁業調整規則の一部改正(園芸特産課) 1



長野県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布
します。

平成17年9月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第55号

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則

長野県漁業調整規則(昭和45年長野県規則第35号)の一部を次の
ように改正する。

第2条第2項中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

第27条第1項第10号中「南安曇郡豊科町大字光」を「安曇野市豊
科光」に改め、同項第24号中「上伊那郡長谷村大字黒河内」を「伊
那市長谷黒河内」に改め、同項第25号中「上伊那郡長谷村大字非持」
を「伊那市長谷非持」に改め、同項第26号中「上伊那郡高遠町大字
勝間」を「伊那市高遠町勝間」に改め、同項第30号中「木曾郡木曾
福島町中組」を「木曾郡木曾町福島」に改め、同項第31号中「木曾
郡日義村」を「木曾郡木曾町日義」に改め、同項第32号及び第33号
中「木曾郡三岳村」を「木曾郡木曾町三岳」に改める。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第27条第
1項第30号から第33号までの改正規定は同年11月1日から、同項第
24号から第26号までの改正規定は平成18年3月31日から施行する。

園芸特産課